保育士資格をお持ちの方、保育士資格取得を目指す学生の方へ

# 保育士人材確保のための

# 補助金のお知らせ



## 【お問い合わせ先:愛媛県社会福祉協議会 ②089-921-8384】

#### 1 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、就学資金を貸し付ける。 返還については、養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所に5年間従事した場合は返還を免除する。

○貸付上限:月額5万円×24ヶ月=120万円、入学・就職準備金20万円以内

### 2 未就学児を持つ潜在保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ潜在保育士が保育士として保育所等への勤務を希望する場合、当該保育士が支払う保育料の一部について、貸し付けを行う。返還については、県内の保育所で2年以上勤務した場合は、返還を免除する。

O貸付上限:月額2.7万円×12ヶ月=32.4万円

## 3 潜在保育士の就職準備金貸付事業

潜在保育士が保育士として県内の保育所に就職することが決定した場合、その準備に要する費用を貸し付ける。返還については、県内の保育所で2年以上勤務した場合は、返還を免除する。

○貸付上限:40万円

## 4 県外保育士移住促進事業

県内の保育所への就職を検討している県外在住の保育士等を対象に、県内保育所へ就職するまでに必要な実習や就職活動に関する費用を補助する。

○対象事業:実習や就職活動に要した費用(上限5万円)

○補助枠:20人

## 【お問い合わせ先:愛媛県庁 子育て支援課 ☎089-912-2414】

#### 5 保育士試験による資格取得支援事業

保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが内定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

○対象事業:保育士試験に要した費用(ト限15万円)

○補助枠:43人

#### 6 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士取得支援事業

幼稚園教諭を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度により保育士 資格を取得するために要した、養成施設の受講料等を<mark>補助</mark>する。

○対象事業:受講料(上限10万円)

○補助枠:9人

#### 詳しくは

詳しくは、ホームページにも掲載されていますので、ご確認ください。

- ○愛媛県社会福祉協議会(http://www.ehime-shakyo.or.jp//)の【貸付制度】のページ
- OYAHOO! JAPAN (<a href="https://job.yahoo.co.jp/contents/hoikushi/38/">https://job.yahoo.co.jp/contents/hoikushi/38/</a>) の【求人→保育士 の悩みを解決するおトクな自治体支援制度】のページ

愛媛県社会福祉協議会 ☎089-921-8384 愛媛県庁 子育て支援課 ☎089-912-2414



松野町役場町民課 42-1113